

記者発表資料

平成28年 2月26日

【問い合わせ先】

佐賀県後期高齢者医療広域連合

業務課 企画・保健係 江島

電話番号 (0952) 64-8476

報道機関 各位

あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求事案について

標記の件につきまして、県内のマッサージ施術所について、被保険者調査及び施術所関係者への聞き取りの結果、不正な請求に基づく療養費受給案件が判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 不正請求の内容

① 実際に施術した施術師以外の施術師の施術証明による申請

- ・療養費申請書の施術証明欄に、実際に施術を行っていない施術師名を記載・押印し、不正な申請内容による保険請求を行った。

② 不適当な往療の起点の設定に基づく申請

- ・実際の往療の起点ではないにも関わらず、全て施術所所在地を起点として療養費支給申請を行った。
- ・当該施術所は店舗経営の実態がなく、実際に施術師が立寄った経緯がないため、往療の起点とはなり得ないにも関わらず、施術所所在地を起点として療養費支給申請を行った。

※ その他、自己負担割合相当額に比して、極めて低額な料金を患者から徴収している不正案件も確認している。

2. 不正請求を行った者

佐賀県内に施術所を有するマッサージ業者の代表者

3. 広域連合としての対応

① 不正請求に係る療養費支給額について、施術録等の関係書類が存在せず、施術及び往療の実態が確認できないため、全額の返還を請求する。

- ・ 返還請求額 13,597,618 円
- ・ 対象月 平成 26 年 2 月～平成 28 年 1 月支給分
- ・ 件数 延べ 487 件
- ・ 被保険者数 49 名

※ なお、上記返還額については、平成 28 年 2 月 25 日に全額納付確認済み

② 支給保留分療養費の支給申請を却下すると共に、支給申請書を返戻する。

- ・ 却下対象額 310,596 円
- ・ 対象月 平成 28 年 1 月申請受付分
- ・ 件数 10 件
- ・ 被保険者数 10 名

③ 平成 28 年 2 月 24 日より以降 5 年間、療養費代理受領の取扱いを中止する。

4. 広域連合長のコメント

不正請求があったことは、誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、厳正に対処していくとともに、今後も他の保険者と連携しながら、療養費の適正化業務を進めて参ります。

【参考】

あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給に係る制度の概要

後期高齢者医療制度に加入する被保険者が、国家資格を有するあん摩・マッサージ・指圧師から施術を受けた時、その施術が医療保険適用範囲内であれば、申請により費用額から自己負担割合相当額を差し引いた金額が療養費として支給されます。

療養費は、原則として被保険者本人からの申請に基づく償還払いにより支給されますが、被保険者の負担軽減と利便性向上に鑑み、施術を受けた際に患者である被保険者が一部負担割合相当額のみを支払い、療養費の受領を施術所に委任する代理受領による委任払いを認めています。

往療料とは

あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費のうち、医科における往診料にあたる往療料については、患者が「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること」（厚生労働省保険局医療課長通知「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」より抜粋）と規定されており、施術所所在地又は施術師の住所地から施術場所までの直線距離で算定します。

なお、往療起点から施術場所までの距離が16キロを超えた場合は往療料のみならず、施術料についても算定不可となります。

また、同一家屋で一人の施術師が連続して複数の患者に対し施術を行った場合、往療料は一人の患者に対してのみ算定できます。